

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公開番号】特開2016-150225(P2016-150225A)

【公開日】平成28年8月22日(2016.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2016-050

【出願番号】特願2015-30980(P2015-30980)

【国際特許分類】

A 6 1 H 33/12 (2006.01)

A 6 1 H 33/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 33/12 G

A 6 1 H 33/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月1日(2017.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

美容のための機能性水溶液に炭酸ガスを溶解したミストを顔肌に吹き付ける美顔器であつて、

前記炭酸ガスを噴射する第1ノズルと、

前記第1ノズルの前記炭酸ガスを噴射する開口に近接して、前記機能性水溶液を噴出する開口を配置し、前記機能性水溶液をベンチュリ効果により噴出させる第2ノズルと、

外部から空気を取り込む少なくとも1つの吸気口と、

前記第1ノズルと前記第2ノズルを内蔵し、前記第1ノズルから噴射される前記炭酸ガスのガス流により、前記第2ノズルから噴出させた前記機能性水溶液を炭酸ガスが溶解されたミストにする噴霧室と、

前記炭酸ガスが溶解された前記機能性水溶液の前記ミストを噴霧する噴霧口とを有するミスト噴霧部を備えることを特徴とする美顔器。

【請求項2】

前記第1ノズルから噴射される前記炭酸ガスのガス流に直交する位置に前記第2ノズルの前記開口が配置されることを特徴とする請求項1に記載の美顔器。

【請求項3】

前記少なくとも1つの吸気口は、前記第2ノズルの前記開口と直交する位置または対向する位置に設けられることを特徴とする請求項1または2に記載の美顔器。

【請求項4】

前記第1ノズルの開口は、内径が0.4mm～0.6mmであることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項5】

前記第2ノズルの開口は、内径が0.22～0.28mmであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項6】

前記吸気口の開口は、内径が2.5～3.5mmである請求項1～5のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項 7】

さらに、

前記第2ノズルの噴出口から噴出される機能性水溶液を貯留するタンクと、
前記第1ノズルから噴射する前記炭酸ガスの量を制御する第1バルブと、
前記第1ノズルから噴射する前記炭酸ガスの圧力を制御する第2バルブと、
前記炭酸ガスポンベと、

を備えることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項 8】

さらに、前記噴霧部、前記タンク、前記第1バルブ、前記第2バルブおよび前記炭酸ガスポンベを収納する筐体を備えることを特徴とする請求項7に記載の美顔器。

【請求項 9】

前記筐体は、

前記吸気口に対向する位置に設けられる吸気用開口と、
前記吸気用開口に対して開閉可能に設けられたカバーと、

を備え、

前記カバーを閉じているとき、前記カバーは前記吸気用開口から吸気を可能にする少なくとも1つのスリットを有することを特徴とする請求項8に記載の美顔器。

【請求項 10】

前記筐体の内部には、前記タンクを支持するガイド部が設けられており、
前記タンクは、前記ガイド部によりスライド可能に引き出せることを特徴とする請求項8または9に記載の美顔器。

【請求項 11】

前記タンクは、前記筐体から着脱可能であることを特徴とする請求項8～10のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項 12】

前記タンクは、

前記機能性水溶液の注ぎ口を有する上部天板と、
前記注ぎ口を覆う蓋と、

前記上部天板に上下動可能に取り付けられ、下端が前記タンク内に開口し、上端の開口が前記第2ノズルの後端側の開口に接続する受け継ぎ手と、

前記受け継ぎ手を前記上部天板に対して上側に布施するバネと
を備え、

前記バネを用いて前記受け継ぎ手の上端を第2ノズルの後端に押し当てるにより前記受け継ぎ手と前記第2ノズルとを連結し、前記タンクを前記筐体にロックする請求項8～11のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項 13】

前記ミストの径は、10μm以下であることを特徴とする請求項1～12のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項 14】

前記機能性水溶液は、美容液、化粧水及び水の少なくとも1つであることを特徴とする請求項1～13のいずれか1項に記載の美顔器。

【請求項 15】

前記少なくとも1つの吸気口に取り付け、前記吸気口内及び前記第2ノズル内の少なくとも1つに針を通し、内部を洗浄する掃除ユニットを備えることを特徴とする請求項1～14のいずれか1項に記載の美顔器。